

佐賀県告示第 281 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 30 年 7 月 17 日から平成 30 年 8 月 16 日まで佐賀県県土整備部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 30 年 7 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 肥前呼子線	東松浦郡玄海町大字有浦下字上場の三 4453 番 1 地先から 唐津市鎮西町石室字前田 570 番 2 地先ま で	平成 30 . 7 . 17
県道 唐津呼子線	唐津市鎮西町石室字前田 532 番 2 地先か ら 唐津市鎮西町石室字前田 581 番 2 地先ま で	〃
県道 今村枝去木 線	東松浦郡玄海町大字小加倉字硯正 628 番 24 地先から 唐津市鎮西町石室字平尾野 363 番 100 地 先まで	〃
県道 七山唐津線	唐津市浜玉町平原字今坂甲 3299 番 1 地先 から 唐津市浜玉町平原字川原田甲 2810 番 1 地 先まで	〃